

## 用途分類表

別表1

区 分		例 示
(イ)	(ロ)	(ハ)
住宅	(A)	戸建専用住宅
	(B)	兼用住宅 (※1)
	(C)	併用住宅 (※1, ※2)
	(D)	長屋, 共同住宅, 寄宿舎, 下宿 (※1)
文教施設	(A)	小学校, 中学校, 高等学校
	(B)	大学, 各種学校
	(C)	幼稚園 (※3)
社会教育施設		図書館, 博物館
医療施設	(A) 入所系	病院 (※4)
	(B) 通所系	診療所, 助産所
社会福祉施設	(A) 入所系 (老人福祉法関係)	特別養護老人ホーム, 養護老人ホーム
	(B) 通所系 (老人福祉法関係)	短期入所, 小規模多機能型居宅介護施設
	(C) 入所系 (児童福祉法関係)	児童養護施設
	(D) 通所系 (児童福祉法関係)	保育所 (※3), 認定こども園 (※3), 放課後等デイサービス
	(E) 入所系 (障害者総合支援法関係)	障害福祉サービスを行う入所系施設
	(F) 通所系 (障害者総合支援法関係)	障害福祉サービス (短期入所, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援, 施設入所支援) を行う通所系施設
店舗	(A) 飲食系	※法第34条第1号における別紙「業務一覧表」参考
	(B) 販売系	
	(C) サービス系	
事務所	(A)	近隣の良い住環境を害するおそれのないもの
	(B)	近隣の良い住環境を害するおそれのあるもの (建設業, 運送業等) (※5)
集会施設		公会堂, 集会場
宿泊施設		ホテル, 旅館
倉庫	(A)	倉庫業を営まない倉庫
	(B)	倉庫業を営む倉庫 (※6)
農業施設	(A)	政令第20条各号に該当する施設 例:【農業用倉庫, 畜舎, 堆肥舎, 農産物集荷施設】
	(B)	(法第34条第4号) 農産物の処理・貯蔵・加工施設
工業施設	(A) (※7)	危険性や環境悪化のおそれが非常に少なく, 作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの (第二種中高層住居専用地域で建築可能なもの)
	(B) (※7, ※8)	危険性や環境悪化のおそれが少なく, 作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの (近隣商業地域で建築可能なもの)
	(C) (※7, ※8)	作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの又は危険性や環境悪化のおそれがやや多いもの (準工業地域で建築可能なもの)
	(D) (※7, ※8)	危険性が大きい又は著しく環境悪化のおそれがあるもの (工業地域で建築可能なもの)

※1 住宅 (B), (C) 又は (D) を用途変更して住宅 (A) とすることについては, 同一用途と取り扱う。なお, 住宅 (C) を住宅 (A) とする場合においては, 法第34条第1号の立地基準によるものを除く。ただし, 住宅部分を他の立地基準で建築しているものについては, この限りではない。

※2 併用用途に変更が無い場合に限り, 住宅 (C) を住宅 (B) とすることについては, 同一用途と取り扱う。

※3 幼稚園は学校教育法第1条に規定されているが, 対象者及び利用形態が保育所及び認定こども園とほぼ同一であることから, 保育所及び認定こども園と同一用途と取り扱う。

※4 病院を用途変更して診療所又は助産所とすることについては, 同一用途と取り扱う。

※5 事務所 (B) を用途変更して事務所 (A) とすることについては, 同一用途と取り扱う。

※6 倉庫 (B) を用途変更して倉庫 (A) とすることについては, 同一用途と取り扱う。

※7 工業施設 (A), (B), (C), (D) のいずれに該当するかについては, 建築基準法別表第2参照。

※8 工業施設 (B), (C) 又は (D) を工業施設 (A) に, 工業施設 (C) 又は (D) を工業施設 (B) に, 工業施設 (D) を工業施設 (C) に用途変更することについては, いずれも同一用途と取り扱う。